

We support your proactive risk-management.

【現地発！】日系メーカーの海外工場 オンサイト人権 DD から見えてきたもの



弁護士 竹内 朗
パートナー
公認不正検査士



弁護士 田中 伸英
パートナー
公認不正検査士

《Points of View》

- ・ 弁護士 2 名が先週ジャカルタに渡航、日系メーカー工場でオンサイト人権 DD を実施
- ・ 人権 DD についての現地の肉声は、実務対応のハードルの高さを伝えるものだった
- ・ 自社工場から始める、サプライヤーはその先、複数年度にわたる計画を立てる
- ・ サプライヤーリストを作り、リスクアセスメントを綿密に行う
- ・ 本社からの「本気の支援」と「実を伴った実態把握」が実効性を高めるポイント

■ 本年 9 月 13 日に経産省が「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」）を策定公表し、人権デュー・ディリジェンス（以下「人権 DD」）をどのように始めたらよいかというご相談も増えてきました。

そうした中、弁護士竹内朗と田中伸英（ジャカルタの法律事務所に 3 年半勤務経験あり）は、先週、インドネシアの首都ジャカルタに渡航し、多くの日系企業の駐在員や現地専門家らと人権 DD について情報交換を行いました。また、多くの日系メーカーの工場がある工業団地を訪問し、日系メーカーの駐在員の方々向けに人権 DD のセミナーを開催しました。

そして、複数の上場日系メーカーからご依頼を受け、複数の現地工場を訪問し、オンサイト人権 DD として、原材料から製造・検査・製品出荷までの生産ラインを歩いて実地検分し、ローカルスタッフを含む関係者への対面インタビューを行ってきました。

こうして現場を踏むことで、リアルかつフレッシュな情報に触れてきました。

■ 人権 DD についてのリアルな現地の肉声を、以下にお伝えします。

- ・ 経産省のガイドラインやこれから人権 DD が始まることは知らなかった（本社から伝達を受けて知っている方も少数いらした）
- ・ 自社の工場の人権 DD をするとしても、やり方が分からない

- ・本社から人権 DD のアンケートが届いたら、何も問題はないという認識のとおり回答するだろう
 - ・これまで本社の内部監査部門や顧客から CSR 調達について監査を受けたことはあるが、人権にフォーカスしたものはなかった
 - ・欧米の先進企業が顧客になる製品については、Sedex など外部機関による監査を受け、監査人が工場に来て生産ラインの視察やインタビューを受けることもあった、そこでは人権がテーマになることもあった
 - ・顧客から監査を受けた際も、「サプライヤーに対して人権 DD をしているか？」と聞かれたことはほとんどなかった
 - ・もしサプライヤーに対して人権 DD が必要になったら、アンケートに回答してもらうことは考えられるが、サプライヤーの工場にオンサイトで監査できるような契約条項にはなっていない、オンサイト監査を行うスキルもリソースも持ち合わせていない
 - ・もしサプライヤーに人権問題があったとしても、品質・コスト・供給能力の問題から、簡単に別のサプライヤーに乗り換えられるわけではない、かといってサプライヤーに人権問題の解決を働きかけたら、サプライヤーから契約を切られてしまうかも知れない(バイヤーの立場が必ずしも強いわけではない)、あるいは人権問題の解決に要するコストが購買価格に転嫁されるかも知れない、そうすると自社の利益が圧迫されるが、その分を顧客への販売価格に転嫁することは容易ではない
 - ・「ハラル認証」を取る製品が食品以外でも増えてきている、「森林認証」「フェアトレード認証」などのように、「人権認証」のような制度ができてくれると、顧客への販売価格に転嫁しやすくなってありがたい
 - ・サプライチェーン全体で人権尊重をという理念には共感するが、これを現地に持ち込むには高いハードルがあり、やるのであれば予算や人員を含めた本社からの「本気の支援」が欠かせない
- 多くの上場企業では、次年度から人権 DD の予算を確保して取組みを開始し、本社の担当部署が、国内及び海外の工場に対し、人権 DD のアンケートを配付することから始めるのではないかと思います。上述した現地の肉声も念頭に置きながら、人権 DD の実効性をより高めるための方策や留意点を、以下に述べます。
- ・まずは自社工場への人権 DD を実施する、サプライヤーへの人権 DD はその先のことと割り切る、息の長い活動になることを覚悟し、複数年度にわたる計画を立てる
 - ・サプライヤーリストを作り、各サプライヤーに対するリスクアセスメントを綿密に行う、何を仕入れているか、その原材料は何か、その原材料はどの国で採取されるか、その国での採取についてネガティブ情報はなにか（たとえば海外 NGO による糾弾、ネットや SNS の書き込み、紛争鉱物）、そのネガティブ情報は信頼できるか（たとえば海外 NGO の評判）、などをチェックしてリスクの濃淡をつける
 - ・こうしてリスクの最も高いサプライヤー数件に絞り込み、パイロット的に、サプライヤーへの人権 DD と働きかけを試みる、最初から面ではできないので点から始める、その中で、サプライヤーへのオンサイト監査、契約条項の改訂、購買価格への転嫁といった応用問題への対応力を磨いていく
 - ・現地を動かすには、本社からの「本気の支援」が欠かせない、人権 DD に要する予算も人員も本社から支給し、工場に負荷をかけない、人権 DD は工場の仕事ではなく本社の仕事と覚悟する
 - ・「実を伴った実態把握」(日本取引所自主規制法人「上場会社における不祥事予防のプリ

シンプル」原則 1 参照) が人権 DD の実効性を高める最大のポイント

- ・問題なしというアンケート回答を集めることを自己目的化するのは危ない、人権 DD の出口はステークホルダーへの開示であり、現地の実態に即していない開示をすることは、「人権ウォッシュ」と非難されるリスクを孕む

■プロアクト法律事務所では、こうした現場経験を踏まえて、これから人権 DD を始めようとする企業に対し、

- ・本社が自社工場やサプライヤーへの人権 DD に取り組む際のサポート
- ・海外工場が本社からの人権 DD に対応する際のサポート
- ・ネガティブ情報がある自社工場やサプライヤーに対する調査・折衝のサポート
- ・顧客や外部機関による監査、海外 NGO に対応する際のサポート

といった各種サービスを提供しております。まずはお気軽にご相談いただければ幸いです。

発行：プロアクト法律事務所 編集担当：池永朝昭・田中伸英

<https://proactlaw.jp>

東京都港区虎ノ門 5-12-13 ザイマックス神谷町ビル 7 階

TEL:03-5733-0133 FAX:03-5733-0132

proact
law office